

甲府市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求者

甲府市

深澤 佳人

(請求者代理人弁護士 小笠原 忠彦)

2 請求書の提出及び收受

令和2年11月6日に提出され、同日付けで收受した。

3 請求の要旨

平成30年11月13日の甲府地方裁判所民事部において、甲府市及び山梨県に対し連帯して295万9,251円及びうち268万9,251円に対する平成24年8月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう判決が下り、その後、確定したことから、甲府市は、平成30年12月7日に請求者に対し損害賠償金380万3,233円を支払った。

これは、請求者が当時勤務していた甲府市立の小学校の校長A氏(以下「A校長」という。)の請求者に対するパワー・ハラスメント行為等の不法行為に対し、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項により賠償責任を甲府市が負うこととなったものであり、甲府市には380万3,233円の損害が生じている。

また、甲府市の、裁判所が認定したA校長の請求者に対するパワー・ハラスメントは故意又は重大な過失ではないとの判断は誤りであり、A校長の請求者に対するパワー・ハラスメント行為は、故意又は重大な過失による不法行為である。

よって甲府市はA校長に対して、国家賠償法第1条第2項の規定により求償権を有することから、甲府市長は、甲府市の代表としてA校長に対し、甲府市に発生した損害を求償請求すべきである。

4 事実証明書(事実証明書の内容は省略)

(1) 銀行振込案内書

(2) 判決書(平成30年11月13日 甲府地方裁判所)

5 請求の要件審査

本件住民監査請求(以下「本件請求」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を具備しているものと認められたので、令和2年11月13日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求に係る監査対象事項は、甲府市職員措置請求書に記載されている事項に基づき、甲府市がA校長に対して求償していない事実を監査対象とし、当該求償権の行使を違法又は不当に怠っているか否か等について監査した。

2 監査対象部局

甲府市 教育部 教育総室 学校教育課を監査対象部局とした。

3 請求者の証拠の提出及び陳述等

- (1) 令和2年11月26日付けで追加提出された証拠（内容は省略）を収受した。

証拠説明書

甲第1号証 請求者の実母宛の葉書

甲第2号証 請求人に届いた手紙

甲第3号証 請求人が県人事委員会に措置要求したことの結果を報じた新聞記事

甲第4号証 元校長へ求償の措置を求める要請書

甲第5号証 議員宛ての文書

甲第6号証 『その働き方、考えましょう』と訴えます」と題する文書

- (2) 令和2年11月27日に請求者の陳述を実施した。

※令和2年12月14日に「甲府市長へ「求償の勧告」を求める請願署名」を確認した。

4 監査の実施

令和2年11月19日付けで監査対象部局から提出された監査資料及び令和2年11月27日に実施した監査対象部局の関係職員の陳述により監査を実施した。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

「本件請求は、理由がないものとして棄却する。」

以下、その理由について述べる。

（以下の記載において、原告は請求者であり、見出し及び個人名・特定場所を除き原文のまま掲載する。）

1 事実関係の確認

別件訴訟において、裁判所が認定したA校長の原告に対する不法行為を構成するパワー・ハラスメントに係る事実認定を行っているが、本件請求において、監査委員は、改めて別件訴訟で提出された書証等を調査し、以下の事実について確認を行った。

【確認資料等】

- ・請求者からの住民監査請求に伴う「甲府市職員措置請求書」
- ・本市教育部の陳述及び陳述に伴う「住民監査請求に基づく監査資料の提出について（回答）」
- ・請求者の陳述及び陳述に伴う「証拠説明書」
- ・訴訟に伴う判決書（写し）及び証拠資料
- ・教育委員会から「パワー・ハラスメントの防止に関する指針」の策定について（通知）
- ・その他必要資料

（１）８月２９日のＡ校長の言動について

《判決書記載から》

第２ 事案の概要

- ２ 前提事実（争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（２）原告の勤務状況等

『ア 原告が勤務する小学校は、各学年１クラスである。原告は、平成２３年度は２年生のクラス担任であった。同年度の５年生のクラスは、規範意識に欠ける児童が多く、指導が困難な状況にあった。原告は、生徒指導主任の立場から、５年生のクラス担任であった教諭をサポートした。

平成２３年度に５年生のクラス担任であった教諭は、翌平成２４年度に引き続き６年生（２７名）のクラス担任を務めることを拒否し、そのため、原告が平成２４年度の６年生のクラス担任となった。』

第３ 当裁判所の判断

- １ Ａ校長の原告に対する不法行為を構成するパワハラがあったか（争点１）

（４）８月２９日のＡ校長の言動について

ア 前提事実、証拠（甲１０、２１・・・Ａ、原告）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

『（エ）・・・本件児童の父と祖父は、Ａ校長及び原告に対し、前夜に原告宅を訪問した際に、帰り際に、原告の妻から、「そうは言っても補償はありますよね」などと言われ、その口調や態度等から脅迫されていると感じ、本件児童の母が、怖くて外に出られず床に伏せているなどと言った。

本件児童の祖父は、その日の朝に話を聞いたが、「白黒をしっかりとつけたいと思って婿と来た」などと言い、Ａ校長から見せられた報告書に「賠償」という言葉が記載されていることについて、「地域の人に教師が損害賠償を求めるとは何事か」などと言って、原告を非難した。そして、原告に対し、「強い言葉を娘に言ったことを謝ってほしい」などとして謝罪を求め、本件児童の父も同調した。』

『・・・A校長は、本件児童の父と祖父が帰った後、・・・翌日に本件児童宅を訪問し、本件児童の母に謝罪するよう指示した。』

イ 上記認定事実に基づき検討する。

『(ア)・・・しかし、原告は、犬咬み事故に関しては、全くの被害者であり、被害に遭ったことについて原告に何らかの過失があったともいえない。』

『・・・原告が本件犬の占有者・管理者としての本件児童の保護者に対して犬咬み事故による損害の賠償を求めたとしても、権利の行使として何ら非難されるべきことではない。』

『・・・しかも、A校長は、犬咬み事故は公務災害には該当しないと認識していたのであるから、本件児童の保護者に対して損害賠償を請求することができなければ、いわば泣き寝入りするしかなくなってしまうのであって、それを批判することは明らかに不当である。

しかも、原告は、本件児童の母に対し、電話で、・・・、「相談なさってみてはいかがでしょう」などと言ったのは、今後同様の事故が起きたときに備えて保険への加入を勧める趣旨であって、そのことも何ら非難されるべきものではない。

それにもかかわらず、A校長は、原告を一方的に非難したものであって、この行為は、原告に対し、職務上の優位性を背景に、職務上の指導等として社会通念上許容される範囲を逸脱し、多大な精神的苦痛を与えたものといわざるを得ない。』

『(イ)・・・A校長は、県教委に提出した書面（甲29の2）において、「B先生にしてみれば、・・・しかし、客観的に見た場合、話を収めるには、この方法が良いと判断しました。」と述べている。』

『・・・そして、この行為は、原告に対し、職務上の優越性を背景とし、職務上の指導等として社会通念上許容される範囲を明らかに逸脱したものであり、原告の自尊心を傷つけ、多大な精神的苦痛を与えたものといわざるを得ない。』

《証拠 甲29の2記載から》

『・・・面談前に、出来上がった資料【別添1】を校長室で読ませていただき、B先生の〇〇家（本件児童の保護者）との対応のどこに問題があったのか二人で振り返ってみました。入室の際に「校長先生には個人的なことでご迷惑をおかけします。」と言っていました。・・・「自分のクラスの子どもの保護者に補償を求めるのはどうでしょうか？その引き合いにおじいさんまで名前をあげて〇〇さん（本件児童の保護者）はどう思っているかね。」と話しました。』

《監査対象部局監査資料等 記載から》

〈2019年3月7日 平成31年民生文教委員会 本文 学校教育課長答弁内容

の一部)

『○学校教育課長・・・学校の教員と保護者との間で非常に関係が悪化しているという中で、当時の校長とすれば、その後の教育活動への影響も含め、保護者との良好な関係をつくっていくことが大切であるという中で、当時の校長も一緒に謝罪をしているということでもあります。また、その場で一旦、保護者に御理解をいただいているということでもありますけれども、校長とすれば、(教員と保護者との関係に) 万全を期してもう一度気持ちを伝えたほうがということでは伝えたといえども我々は捉えております。・・・』

○学校教育課長・・・校長のそのときの思いというものにつきましては、一緒に謝罪をして、保護者との関係を良好にして今後の教育活動を進めたいという思いであったというところは確認しております。』

《平成24年7月20日 教発号外 甲府市教育委員会教育長から甲府市立各小中学校長及び甲府市立甲府商業高等学校長宛て

「パワー・ハラスメントの防止に関する指針」の策定について(通知) 記載から》

『パワー・ハラスメントは、他者の尊厳や人格を侵害するものであり許されるものではないばかりか、パワー・ハラスメントを受けた人の意欲や自信を失わせ、心の健康悪化につながる場合もあり、また、組織にとっても貴重な人材が休職や退職に至れば大きな損失となるなど職場全体に悪影響を及ぼすこととなります。

このことから、山梨県では、パワー・ハラスメント防止等のために組織として取り組む内容等を示す「パワー・ハラスメントの防止に関する指針」を策定しましたが、甲府市教育委員会では、この指針に準拠する形で別添のとおり「パワー・ハラスメントの防止に関する指針」を同様に策定しました。

つきましては、各校において本指針を活用した職場研修を実施するなど、パワー・ハラスメントの防止及び排除のため特段の御配慮をお願いいたします。

(以下 別添あり)

※「パワー・ハラスメントの防止に関する指針」

第3 所属長に求められる責務

所属長は、常に職員の状況把握に努め、安全かつ快適な職場環境の形成に努める責務があることから、次の点に十分留意し、パワー・ハラスメントの防止及び排除に取り組むことが望まれる。

- (1) 自らの言動や職員の言動が、パワー・ハラスメントに該当しないか、十分に注意を払い、職場における未然防止に努めること。
- (2) 職員にパワー・ハラスメントの防止と排除について周知徹底し、職員の意識の啓発を図ること。
- (3) 職員からパワー・ハラスメントに関する苦情・相談を受けたときは、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、必要な調査を行い、迅速かつ適切に対応すること。

．．．．． 』（-指針-4）

（２）休業中の原告に対するＡ校長の対応について

《判決書記載から》

第２ 事案の概要

４ 当事者の主張

（１）Ａ校長の原告に対する不法行為を構成するパワハラがあったか（争点１）

チ 休業中の原告に対するＡ校長の対応

（被告らの主張）

『（ウ）Ａ校長は、休業後の原告の病状や様子が分からなかったことや、管理職試験を受験しないことを確認するために、原告と連絡をとろうとしたにすぎない。管理職としては、休業中の職員に対しても配慮義務があり、また、市教委から各校の校長に対し、管理職試験の受験対象者に対して受験希望の有無を確認するよう要請があったことから、Ａ校長は、そのために原告に連絡をしたものであって、嫌がらせの意図で行ったものではない。』

第３ 当裁判所の判断

１ Ａ校長の原告に対する不法行為を構成するパワハラがあったか（争点１）

（５）休業中の原告に対するＡ校長の対応について

ア 争いのない事実、証拠（甲２、２０・・・Ａ、原告）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

『（イ）・・・そこで、Ａ校長は、Ｄクリニックに電話をかけ、「今日、本校職員のＢ教諭が受診しましたか」などと聞いた（Ａ・３６頁）。・・・Ａ校長は、さらに、Ｄクリニックを訪問し、原告の症状等について聞こうとしたが、Ｄクリニックの医師は、職員を通じてこれを断った。

Ａ校長は、原告と連絡が取れなかったため、原告の妻に電話をかけて、原告に会いたいので機会を作ってほしいなどと話した。・・・』

『（ウ）・・・Ａ校長は、原告の妻から原告の状態について聞くとともに、原告が傷病休暇を取得していたところ、うつ病という診断で傷病休暇をとると教頭の登用に影響するから、年次有給休暇を取った方が良いなどと話した。』

『（オ）Ａ校長は、１０月頃、原告に対し、管理職試験を辞退する意向を確認するメールを送信した。』

イ 以上の認定事実に基づいて検討する。

『・・・そして、Ａ校長は、県教委に提出した文書（甲２９の２）には、「私は、今回のＢ先生の「うつ病」の発症については、一連の事故に関連する経過にあると考えていました。犬に咬まれた件で、飼い主に謝罪した（保護者及び祖父）ことで、深い見識者を自負している本人のプライドに傷がつき、今までのご苦勞に重なった事に原因があると考えられるからです。」と

記載しており、8月29日に本件児童の父と祖父に謝罪をさせられたことが原告のプライドを傷付け、それがうつ病発症の原因になったと認識していたものと認められる。』

『・・・そうであれば、A校長は、うつ病を罹患した者に対する一般的な対応として、原告の病状や時期を見つつ、原告の了承を得た上で、主治医や家族と連携する必要があることはもちろんのこととして、原告のうつ病発症に関係しているA校長自身が、原告に直接対応することを回避し、C教頭等の他の教員を交えて組織的に対応する必要があったというべきである。

にもかかわらず、A校長は、原告宅に電話をかけた上、原告の了解を取ることなく、原告の主治医であるDクリニックの医師に電話をかけ、Dクリニックの医師が守秘義務を理由に説明を断ったにもかかわらず、Dクリニックの医師の下を訪れて、原告の症状について聞き出そうとしたものであり、これを知った原告に対して、多大な精神的負担を与えたといえる。

上記のA校長の言動は、業務の適正な範囲を超え、自己の言動に関連してうつ病に罹患して休業中の原告に対する対応として社会通念上許容されるものではないから、不法行為を構成すると解される。』

(3) 原告の公務災害認定請求に際してのA校長の対応について

《判決書記載から》

第3 当裁判所の判断

1 A校長の原告に対する不法行為を構成するパワハラがあったか(争点1)

(5) 休業中の原告に対するA校長の対応について

ア 争いのない事実、証拠(甲2、20・・・原告の妻、A、原告)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

『(ア)・・・A校長自身が作成して県教委に提出した文書(甲29の2)には「B先生の精神科への受診についても事故発生後、婦人と面接(9月4日(後記で、この日は特定できないとの裁判所の判断あり))するまで、全く知らされていませんでした。・・・」』

『(イ)・・・そこで、A校長は、Dクリニックに電話をかけ、「今日、本校職員のB教諭が受診しましたか」などと聞いた(A・36頁)。』

『・・・A校長は、原告と連絡が取れなかったため、原告の妻に電話をかけて、原告に会いたいので機会を作ってほしいなどと話した。』

『(ウ)A校長は、9月4日又は6日の夜、原告の妻とファミリーレストランで会った。A校長は、原告の妻から原告の状態について聞くとともに、・・・』

『(オ)A校長は、10月頃、原告に対し、管理職試験を辞退する意向を確認するメールを送信した。』

イ 以上の認定事実に基づいて検討する。

『原告は、8月30日にうつ病と診断され、その診断書が原告の妻からC

教頭に提出されており、A校長も、その事実を知ったものと推認される。・・・』

『・・・そして、A校長自身が、8月29日に、原告に対し、本件児童の父と祖父に対する謝罪を求めるなどしていたのであるから、A校長自身の言動が、原告のうつ病発症に関係していることは十分に認識できたといえる。』

(6) 原告の公務災害認定請求に関してのA校長の対応について

ア 争いのない事実、証拠（甲3の1～3・・・A、C、原告）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

『(ア)原告は、・・・平成24年12月11日、C教頭が作成者となる災害状況報告書の原案として、犬咬み事故に関する災害状況報告書（甲25）及びうつ病罹患に関する災害状況報告書（甲26）を起案し、・・・そして、原告は、C教頭にこのUSBメモリを郵送した。』

『(イ)C教頭は、このUSBメモリを受領し、12月14日、A校長に対し、当初は、原告が作成した各災害状況報告書は見せずに、原告の窮状を伝え、一旦は、C教頭が災害状況報告書を発出することについての了解を得た。』

『(エ)同日のその後、C教頭は、A校長に対し、上記2通の災害状況報告書に捺印して原告に送付したいとして、これを見せたところ、A校長は、C教頭に対し、原告に送付するのを待つようにと伝えた。・・・』

『C教頭は、同日午後5時47分、原告に対し、電子メールで「あれから、提出文のコピーを見ていただいたところ、校長先生が慎重になり、3～4日、出してもいいものか調べるから少し待つように言われました。・・・そういうわけで、校長先生の結論が出るまで、しばらくお待ちください。」と送信した（甲3の2）』

『(オ)A校長は、公務災害認定請求の手續に詳しくなかったことから、「教職員人事関係実務の手引き」（乙2）という資料を確認したところ、公務災害の認定手續について、被災職員が所属長、任命権者（県教委）を経由し基金支部長に対して認定請求をすること、所属長が提出書類の内容を点検し、証明を付した上で任命権者に提出すると記載されていたことから、所属長であるA校長が作成した方が良いものと考えた。』

『(キ)A校長は、12月27日頃、原告との電話での会話のなかで、公務災害認定申請のための必要書類について、自分が原告の書くところも作って、冬休み明けには原告に案を見せるという趣旨のことを言った。』

『(ケ)原告は、うつ病罹患に関する災害状況報告書が送付されなかったことから、平成25年1月31日、基金支部長に対し、うつ病罹患に関する災害状況報告書を添付せず、また、所属長であるA校長の証明印を受けることなく、うつ病罹患に関する公務災害認定請求をした。また、原告は、同日、犬咬み事故に関する公務災害認定請求も行った。』

イ 以上の認定事実に基づいて検討する。

『(ア)・・・A校長は、自ら作成して県教委に提出した書面（甲29の2）

には、「公務災害請求をすることについて、B先生から何の相談もなく、また、そっとC教頭に現認書を手渡していったこと、さらに内容が「うつ病の発症は29日に校長室」という記載があり、C教頭より「奥さんから聞いたことなので、このまま出しますが」と言われたので、この件は本人が「快気した後、しっかり話す必要がある」と判断し預かりました。・・・上記供述は信用できない。』

『(イ)・・・A校長は、自ら作成して県教委に提出した書面(甲29の2)には、このことについて、「ひたすら、本人の快気を待つつもりでいました。」と記載しているが、うつ病罹患に関する災害状況報告書を作成・提出しないことと原告の快気を待つことがどのようにつながるのかを理解することはできず、A校長は、原告のうつ病罹患に自らの行為が関与していることを認識していたために、その提出を躊躇したと考えるほかない。そして、A校長のこのような行為は、本来であれば、原告の公務災害認定請求に協力すべき立場にあるにもかかわらず、正当な理由なく、原告がその請求をするのに必要な災害状況報告書を作成しなかったものであるから、原告の公務災害認定請求をする権利を侵害するものと評価することができる。

そして、A校長の上記行為が、うつ病罹患に関する公務災害認定請求をしようとしていた原告に対して精神的苦痛を与えたことは容易に推認できる。』

(4) 原告の公務災害認定請求をした後のA校長の行為について

ア 原告が本件児童の父と示談した旨の報告をしたことについて

《判決書記載から》

第3 当裁判所の判断

1 A校長の原告に対する不法行為を構成するパワハラがあったか(争点1)

(4) 8月29日のA校長の言動について

ア 前提事実、証拠(甲10、21、・・・A、原告)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

『(ウ) 翌8月29日の朝、原告は、A校長に対し、犬咬み事故について、前日の夜に本件児童の父母が原告宅を謝罪のために訪れ、円満に解決した旨報告し、A校長の指示により、職員の打合せの場でもその旨の報告をした。』

(6) 原告の公務災害認定請求に際してのA校長の対応について

ア 争いのない事実、証拠(甲3の1～3、17・・・A、C、原告)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

『(オ) A校長は、公務災害認定請求の手續に詳しくなかったことから、「教職員人事関係実務の手引き」(乙2)という資料を確認したところ、公務災害の認定手續について、被災職員が所属長、任命権者(県教委)を経由し基金支部長に対して認定請求をすること、所属長が提出書類の内容を点検し、

証明を付した上で任命権者に提出すると記載されていたことから、所属長であるA校長が作成した方が良いものと考えた。また、A校長は、福利給与課に対し、原告の公務災害認定請求について問い合わせたところ、原告がそれを希望しているのであればそのとおりにさせるのが良い旨教示された。』

(7) 原告の公務災害認定請求をした後のA校長の行為について

ア 原告が本件児童の父と示談した旨の報告をしたことについて

『(ア) 後掲証拠によれば、以下の事実が認められる。

・・・A校長は、このことについて、福利給与課からメールで送られてきたものに捺印したものであり、平成24年8月29日の朝に原告から前夜に円満に解決したとの報告を受けており、同日の話し合いでも、本件児童の親が、「いくら出せばいいんだ」などと述べたのに対して、原告が「それはただくわけにはいきません。昨夜で終わっています。」などと話したので、示談が成立していたものと思って捺印した。これを提出することについて原告に確認を求めたことはないと述べている。(A・11～12、35頁)』

『(イ) しかし、原告と本件児童の父が、口頭で上記のような内容の示談をしたといえるかどうかは明確ではなく、少なくとも、原告の了解を得ることなくこのような書面を作成したことは不適切である。』

『(ウ)・・・上記書面を作成して基金支部長宛に提出した行為は、過失によって、原告が補償を受ける権利を侵害するものというべきである。』

2 監査対象部局の考え

令和2年11月19日付け、教発1329号「住民監査請求に基づく監査資料の提出について(回答)」による。

(1) 甲府市が有する求償権について(どのようにとらえているか)

・国家賠償法1条2項において、国・地方公共団体は加害公務員に対して求償権を有すること、国・地方公共団体の有する求償権は、加害公務員に故意又は重大な過失ある場合に限定されていることは承知している。

・また、求償権行使の要件は、国・地方公共団体が被害者に対して現実に損害賠償金を支払ったこと、加害公務員に故意または重大な過失があること、の2点であると理解している。

(2) 甲府市がA氏に求償しなかった理由について

・法的見地からの専門的助言等を踏まえ、当該判決において不法行為と認められた4件の行為は、「故意または重大な過失」があったとまでは言えないと判断したためである。

(3) その他本請求に対する弁明について

・請求者は、今回の監査委員への「甲府市職員措置請求書」において、当該判決において不法行為と認定された4件のうち、3件について「故意」、1件について「重大な過失」であるから、4件すべてが求償権行使の要件に該当するとしているが、当方として

は、上記（２）に記載のとおり、当該４件の行為は、求償権行使の要件となる「故意または重大な過失」にあたる行為ではない、という当初の見解に変わりはない。
としており、１１月２７日の監査対象部局の陳述に際しても同様な考えを示している。

３ 判断

本件請求は、損害賠償を行った市が、国家賠償法第１条第２項の規定に基づくＡ校長に対する求償権があり、市はその行使を怠っているのであるから、市に当該求償権を行使するよう求める請求である。

不法行為については民法（明治２９年法律第８９号）第７０９条（不法行為による損害賠償）によると「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」となっている。

※国家賠償法第１条第２項の「故意」とは、一般的に民法上の不法行為における概念と同様とされており、「権利侵害という結果の発生を認識しながら、あえて直接権利侵害に向けられた行為をすること」（西埜 章「国家賠償法コンメンタール」勁草書房）と解されている。

※国家賠償法第１条第２項の「重大な過失」についても、民法上の不法行為における概念と同様とされており、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態（昭和２７年（オ）第８８４号昭和３２年７月９日最高裁判所第三小法廷判決）と解されている。

また、判決書においてパワハラとは、「職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」（「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」による。）としている。

また、「こうした、パワハラ定義に該当する行為があっても、それが直ちに不法行為に該当するものではないと解され、それがいかなる場合に不法行為としての違法性を帯びるかについては、当該行為が業務上の指導等として社会通念上許容される範囲を超えていたか、相手の人格の尊厳を否定するようなものであった等を考慮して判断するのが相当である。」と記載している。

裁判所は、原告に対するパワハラで不法行為があったことから、損害賠償金の支払を命じ、本市は、その判決に基づき損害賠償金を支払った。

そこで、国家賠償法第１条第２項によると「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」となっている。

今回の住民監査請求に関して、Ａ校長のパワハラと判断された個々の行為について、Ａ校長に故意又は重大な過失があったかどうかを検討する。

（１）８月２９日のＡ校長の言動についての判断

裁判において、8月29日のA校長の言動について、原告に対するパワハラがあり、不法行為の構成もあったと判断されたものの、その言動の故意の有無及び過失の程度については明らかではない。

当時の、原告が受け持っていたクラスの状況やA校長の証言等を考慮すると、A校長は、管理職としてパワハラの定義は十分理解しているものの、実際、当該場面で自分の言動が、原告に多大な精神的苦痛を与えるようなパワハラに発展すると認識しているはずもなく、教育委員会においても、その時のA校長は、話を収めるために一緒に謝罪をして、保護者との関係を良好にして、今後の教育活動を進めたいという思いであったということを確認していると述べており、A校長の意図は、怒りが先に立って冷静な話し合いができない状況にある相手の様子を踏まえ、この場で言い争うことは、相手方と原告の関係が悪化することとなり、かつ、感情的な話し合いになることを避けようとしたものであると推認できる。こうしたことから、A校長は、うつ病に関する一般的な対応に係る理解がなく、原告に対し、多大な精神的苦痛を与える結果になることを認識し、それを容認して故意に原告を陥れるような言動をとったとは考え難く、さらに、A校長及び原告のそれぞれの発言も、本人の意思と違って捉えられた事情に鑑みると、A校長の言動に、重大な過失があったとまでは言えない。

(2) 休業中の原告に対するA校長の対応についての判断

裁判において、休業中の原告に対するA校長の対応について、「A校長の言動は、業務の適正な範囲を超え、自己の言動に関連してうつ病に罹患して休業中の原告に対する対応として社会通念上許容されるものではないから、不法行為を構成すると解される。」とされたものの、その行為の故意の有無及び過失の程度については明らかではない。

A校長は、原告の傷病休暇に関し、学校の責任者として、今後の学校運営の見通しも踏まえ、服務監督下にある原告の病状について詳細に確認する意図があったと推認できる。しかし、うつ病に関する一般的な対応に係る理解がなく、その確認の方法としての配慮が不足していたことは否めないが、原告の病状の確認行為が、原告に多大な精神的苦痛を与える結果になることを認識し、かつ、それを容認して故意に原告を陥れるようにとった行為とは考え難く、さらに、一般的に学校の責任者としての病状の確認は、社会通念上必要な行為であるとの認識の中でとった対応である事情に鑑みると、重大な過失があったとまでは言えない。

(3) 原告の公務災害認定請求に関してのA校長の対応についての判断

裁判において、原告の公務災害認定請求に関してのA校長の対応について、「うつ病罹患に関する公務災害認定請求をしようとしていた原告に対して精神的苦痛を与えたことは容易に推認できる。」とされたものの、その行為の故意の有無及び過失の程度については明らかではない。

A校長は、原告のうつ病罹患に関する公務災害認定申請に関し、原告が当初復帰後（冬休み明け）、本人と疑問点を確認するなどした上で、災害状況報告書を作成しようと考えており、原告の復帰予定が延長となったことから、確認の機会が実現せず、結果として災害状況報告書の原告への送付は遅れたが、送付する意思はあったと推認できる。こうし

たことから、原告の公務災害認定請求をする権利を侵害し、原告に対し精神的苦痛を与える結果になることを認識し、かつ、それを容認して故意に原告を陥れるようにとった行為とは考え難く、さらに、学校の責任者として、病状の確認方法に配慮は欠けたものの、うつ病の発生原因の把握や病状等の確認行為は必要である事情に鑑みると、重大な過失があったとまでは言えない。

(4) 原告の公務災害認定請求をした後のA校長の行為について

裁判において、原告の公務災害認定請求をした後のA校長の行為について、「過失によって、原告が補償を受ける権利を侵害するものというべきである。」とされたが、過失の度合い（重過失の有無）については明確にされていない。

A校長が、基金山梨県支部長に対し申立書をなぜ提出したかについては、福利給与課に公務災害認定請求の手續の相談をし、犬咬み事故に関する一連の状況を説明した際に、円満に解決したとの趣旨の話をしたことから、福利給与課においては、犬咬み事故に関しては解決したものと判断し、すでに内容を記載した「申立書」を、A校長に送付し提出するように指示したものと推測できる。さらに、A校長は、公務災害認定請求の手續に詳しくなかったことから、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第59条第1項や基金大阪市支部作成の地方公務員災害補償制度の概要を説明するウェブサイトなどの記述内容は知る由もなく、福利給与課に相談した際に、送られてきたものに印を押して、そのまま返送したことも理解できる。

しかし、判決書のとおり、原告と本件児童の父が口頭で原告が損害賠償請求権を放棄する旨の示談をしたといえるかが明確でないにもかかわらず、原告の了解を得ることなく、示談締結の申立書を作成して基金支部長宛に提出した行為は、過失によるものと解することを否定し得ない。

このことが、A校長は、原告が補償を受ける権利を侵害するものと認識した上で故意に原告を陥れるようにとった行為とは考え難く、加えて、判決書においても「過失によって」とあり、A校長が、公務災害認定請求の手續に詳しくなかった事情に鑑みると、重大な過失があったとまでは言えない。

したがって、請求者の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

なお、本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回の監査を通じ、教育委員会に対し次のとおり意見を付すこととする。

近年、インターネット環境及びSNSの急速な普及等に伴い、特に、学校現場においては、「いじめ・嫌がらせ」、いわゆる「パワー・ハラスメント」が社会問題として顕在化しており、「パワー・ハラスメント」は、教職員間、教職員と児童・生徒及びその保護者、また、児童・生徒間（「いじめ」）において、誰もが関わりうる可能性があることから、「パワー・ハラスメント」の防止及び排除のため、なお一層十分な対策を図られたい。